

中山 泰 委員提出資料

平成27年2月3日

第4回自殺対策官民連携協働会議

制度創設、改善等に関する要望

京丹後市長 中山 泰

1 自殺を防ぐ「生きる支援のための保険」(仮称)創設の検討・推進

- (1) 想像だに忍びがたい、やむを得ず保険金を当てざるをえない窮迫の事情に追い込まれたことによる自殺を防ぎ、万一そのような事情に至ったときには、生活を立て直され“生きる支援”のために支払われる社会的な保険制度の創設を真剣に検討する。
- (2) 上記制度の創設ができれば、窮迫に追い込まれた当事者のいのちを守ることを何よりの公益に、生活再建、家族の安寧、関係者へのシワ寄せ防止など多大な公益に貢献することができると。また、様々な“再挑戦”可能な社会的雰囲気づくりにも大いに寄与できる。
- (3) 現在も、小規模企業救済制度等の効果的な制度もあるが、ただ、原則、支払額規模は積立額がベースであり、保険支払い的な相当規模の支弁を受けるものではないことをはじめ、抜本的な状況改善に資する上では課題が多い。このためには、モラルハザードを防止するための厳格な合理的、説得的な審査の基準づくりを前提に、参加の仕組み、官も含めた共同の資金拠出・運営体制づくりのあり方、など多角的、総合的に検討することが不可欠であり、有識者を含めた総合的な検討体制を強く要請する。

2 自治体における自殺対策の本格的な推進に向けた制度的、政策的バックアップ

(1) 自殺対策基本法の改正により市区町村(又は「市区町村及び都道府県」)に「自殺対策基本計画」策定を義務付け

次第に改善されてきてはいるものの、まだまだ途方もないレベルの全国的な自殺者数の、異常で危機的な状況を早急かつ抜本的に改善していくため、自殺総合対策大綱にあるように、国、地方公共団体、民間団体、企業、国民等が連携・協働して国を挙げて自殺対策を総合的に推進するとともに、その推進のために、都道府県と並び、住民に一番身近な市区町村の役割と責任がますます重要になってきている。

このような状況の抜本的改善のうえで、更には、命のセーフティネットを地域間で幅広く連携・融通し自治体横断的で強靱なネットとしていくためにも、地方公共団体における自殺を巡る状況の高低の如何に関わらず、全国的な危機的な状況を自分ごととして受け止めつつ、各地各地で真剣な対応を進めていくことが大変重要で欠かせない。

このため、地位・現場レベルでの実践的、具体的な取り組みが、地域横断的に全国各地でくまなく、かつ、総合的かつ計画的に進められ、もって、全国的な状況の抜本的かつ相互・加速的な改善に資するよう、自殺対策基本法を改正して、市区町村(又は「市区町村及び都道府県」)に、「自殺対策基本計画」の策定を義務付けることを強くお願いしたい。

(2) 内閣府ブロック別研修会において新たに「首長向け研修会」の実施等

現在、内閣府において予算事業として「ブロック別研修会」を実施いただいております、各自治体の担当官中心に成果をあげていただいております、大変ありがたい。

他方で、各自治体ともに財政事情に制約があり、同時に、政策課題もますます多数にのぼる中で、来年度以降は、基金活用に当たっても原則、自治体負担が発生することとなった事情が更に加わり、各自治体において自殺対策事業の前提となる予算を確保していく上で、最終責任者である首長の自殺対策事業についての理解とやる気の向上がますます決定的に重要になってきている。

このため、ブロック別研修会では、従来の担当官中心の日程に加え、「首長向けの研修会」を導入し、広く全国くまなく首長等への周知啓発、理解の向上が発展するよう、積極的な施策推進を強くお願いしたい。

(3) 教育現場における「命が一番大切にされ、生きる力を豊かに、強くしていく」教育、「自殺のゼロ次予防」教育の推進

いじめなどによる子どもの自殺があとを絶たず、また、若者の自殺も顕著になってきている状況の中で、家庭や地域における様々な自殺予防対策に加え、学校の教育現場において、命が一番大切にされ、生きる力を豊かに強くしていく、しなやかな気持ち・心の足腰づくりにつながる教育を推進することが広く促されるよう措置を講ずることをお願いする。このための学習指導要領の改訂も含めて真剣に検討をしてほしい。

(4) 地域自殺対策基金の運用の改善

① 一定期間、基金未活用等の自治体については、一定の事業消化が行われる将来年度まで「自治体負担を免除」の実施

来年度以降、基金の活用には、原則、自治体の一定の負担が求められるが、自治体により自殺対策への理解と事業推進の程度には濃淡・温度差が広く存在する中で、これを自治体の区別なく一律にルール化すると、上記(2)中段の事情も加わり、“施策は必要に乏しく負担があるなら事業実施は困難”と判断する自治体もより一層出てくることも想定される。

このため、基金をこれまで活用したことがない、又は乏しい自治体においては、今後一定の活用実績が出てくるまでは自治体負担を免除するなどして、自殺対策を推進しやすい環境づくりを行い、広く全国で事業の推進が促されることが有意義である。

② 「都道府県の枠を超えた取組み」への基金配分の別枠化等を含めた弾力的運用

大綱にある「地域における先進的な取組みの全国への普及」「複数の地方公共団体による連携の取組みについても、情報の提供等適切な支援を行う」を推進するうえで、都道府県の枠を明確に仕切りながら基金配分される運営では、都道府県の枠を超えた自治体間の連携について機動的・総合的に企図し進めていくうえで必ずしも万全でないため、このような連携支援を積極的に可能とするような制度運営を願う。